

写

(様式第1号)

受付番号	江議第 444 号
受付日	平成29年8月3日
送付日	平成29年8月4日
答弁期日	平成29年8月22日
答弁受理日	平成29年9月21日

江田島市議会議長 登地 靖徳 様

会派名 政研クラブ

質問者氏名 上本 一男



文書質問書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

* 内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

(1) 質問項目

- ・本市に関するPR映像等の活用について

(2) 質問の要旨

- ・本市に関するPR映像等を活用することにより、市民と共に市全体で盛り上げていくべきと考え、別紙のとおり問う。

(3) 答弁期日を指定する理由（議長指定以外の場合に必ず記入すること。）



別 紙

本市に関する P R 映像等の活用について

1. プロモーションビデオの活用について

本市において定住促進プロモーションビデオを作製されており、宇品県営桟橋などの多くの人が集まる場所で放映をされている。

本市でも少子高齢化が進む中、行政だけでなく地域も定住促進に努め、定住世帯が徐々に増加していると聞いている。さらなる定住促進に向け、次の2点について伺う。

- ① 制作本数及び放映場所
- ② 今後の活用策

2. 市応援歌の活用について

江田島市民が作成した「江田島が好きじゃけん」、「能美島」という市応援歌がある。

まだ我々が知らない応援歌は、たくさんあると思われるが、市長が発する「江田島市を元気にしよう！ みんなでどうにかしよう！」という思いが市民に浸透しつつあり、この機運を見過ごす手はないと考え、次の3点について伺う。

- ① 市役所本庁の昼休憩時間に「江田島が好きじゃけん」の曲を流されているが、「能美島」と合わせて、教育委員会や各支所でも同様に放送することについて流す考えはないのか。
- ② 「市民全体で本市を盛り上げていく」という姿勢にもとづき、さらなる本市応援歌を発掘するため、広く一般公募をかけることについて考えを伺う。
- ③ ふるさと納税者に広報えたじまと合わせて本市応援歌（CD 1枚）を送付するなどの案はないのか。

(様式第2号)



江 総 第 8 7 号
平成29年9月20日

江田島市議会議長 登 地 靖 徳 様

江田島市長 明 岳 周 作
(担当部局: 総務部 企画部)



文 書 質 問 答 弁 書

江田島市議会基本条例第7条第4号及び第5号の規定に基づく上本一男議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

本市に関するPR映像等の活用について

(2) 答弁内容

別紙のとおり



本市に関するPR映像等の活用について

1 プロモーションビデオの活用について

本市において定住促進プロモーションビデオを作製されており、宇品県営桟橋などの多くの人が集まる場所で放映をされている。

本市でも少子高齢化が進む中、行政だけでなく地域も定住促進に努め、定住世帯が徐々に増加していると聞いている。さらなる定住促進に向け、次の2点について伺う。

(1) 制作本数及び放映場所

【回答】 平成27年度にPR用映像DVDとして200枚作成しています。現在、常時放映している場所はありません。市ホームページより映像は閲覧可能です。

(2) 今後の活用策

【回答】 定住フェアなどのイベント時に、江田島市の豊かな自然環境、交通アクセス、移住者の話などPRするために利用しています。その他、移住関係施設（ひろしま暮らしサポートセンター、ふるさと回帰支援センター、JOINなど）で活用してもらうため、送付しています。個人に対して配布はしていません。

今後も引き続き、イベントでの利用や映像を流してもらえる場所・施設の模索、江田島市を知らない方へのPR用映像として活用していきます。

2 市応援歌の活用について

江田島市民が作成した「江田島が好きじゃけん」、「能美島」という市応援歌がある。

まだ我々が知らない応援歌は、たくさんあると思われるが、市長が発する「江田島市を元気にしよう！みんなでどうにかしよう！」という思いが市民に浸透しつつあり、この機運を見過ごす手はないと考え、次の3点について伺う。

(1) 市役所本庁の昼休憩時間に「江田島が好きじゃけん」の曲を流されているが、「能美島」と合わせて、教育委員会や各支所でも同様に放送することについて流す考えはないのか。

【回答】 「江田島が好きじゃけん」は、市のイメージソングとして、放送設備が整っている本庁舎で曲を流しています。

「能美島」は、著作権の扱いや紹介の手法などについて整理する必要があります。

今後は、各庁舎の放送設備を計画的に整備し、放送できる環境が整い次第、曲を流したいと考えています。

(2) 「市民全体で本市を盛り上げていく」という姿勢にもとづき、さらなる本市応援歌を発掘するため、広く一般公募をかけることについて考えを伺う。

【回答】 本市を応援するための歌を広く一般公募する手段の一つとして、自治体の公式な歌「市町村歌」を定める方法があります。公式な歌として取り扱うためには、市民に認知され、郷土の歌として、市民一人一人に広く愛着を持っていただけるものである必要があると考えています。このため、市町村歌を定めるための手続きとして、近年は、「①周年行事の一環として、作曲家等に作成を依頼する方法」「②市町村歌を一般公募・選定する方法により、広く市民の認知を得る例」が多く見られるところです。市町村歌は、その使用方法

も含め、市のブランディングやプロモーション、市民の郷土愛の醸成などを図るための一つのツールであるため、全体的な市のPRの方向性などを見据えながら、制定の必要性について検討いたします。

また、市町村歌としてではなく、市民などが自主的に作成した歌や映像等を、市として公募し、紹介することについては、著作権の扱いや紹介の手法などについて整理する必要があるため、実施の可能性について検討いたします。

(3) ふるさと納税者に広報えたじまと合わせて本市応援歌(CD1枚)を送付するなどの案はないのか。

【回答】 本市応援歌としての位置付けを明確にし、広く市民に認知してもらった上で、対応します。

【答弁対応課】

- | | | |
|------|-----|-------|
| 1(1) | 企画部 | 交流促進課 |
| (2) | 企画部 | 交流促進課 |
| 2(1) | 総務部 | 総務課 |
| (2) | 企画部 | 企画振興課 |
| (3) | 総務部 | 財政課 |